

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案について

国会法第124条の規定により懲罰委員会に付された者が懲罰を科せられた場合には、懲罰の宣告日の翌日から最初に本会議又は委員会への出席をした日の前日等までの間については、歳費の4割に相当する額を支給しない。

国会法第124条に定める場合

- 正当な理由がなくて召集日から7日以内に召集に応じない
- 正当な理由がなくて本会議等に欠席した
- 請暇の期限が過ぎた

※この間に下記の①～③の事由が生じた場合などは、一部不支給の対象としない。

4割削減

歳費

議長による招状

7日以内になお
故なく出席しない

懲罰委員会に付託

懲罰の宣告

懲罰の宣告の翌日

- ① 最初に本会議又は委員会への出席（これに相当する行為を含む。以下同じ。）をした日の前日
- ② ①の出席をしないことについての正当な理由（議長が認定）が最初に生じたと認められる日の前日
- ③ 死亡した日の前日（※歳費は、死亡した月の末日まで支給）
 - ・ ①～③に該当しないときは、国会の会期の終了日